

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和 8 年 9 月 11 日 13 : 00 (本会議終了後) 閉会 令和 8 年 9 月 11 日 14 : 02
2 場 所	委員会室
3 出席委員	七宮広樹、吉田克則、青砥與藏、鈴木元久、菊地哲也
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第 1 令和 8 年第 4 回埴町議会定例会の検証について その他
8 議事の経過 吉田克則副委員長による開会 七宮広樹委員長によるあいさつ 第 1 定例会の検証について (アンケートの内容を全員で確認) 委員長：まず会期について、ご意見はあるか。 青砥委員：大きな問題なく運営できたと考える。 菊地委員：町の健診と日程が重なったが、健康福祉課に柔軟に対応していただけたことはよかったと思う。 委員長：今回の定例会は、町職員の健康診断と日程が重なった。町側の要望もあり日程を早めたが、特に問題はなく、概ね良好であったと判断する。次に諸般の報告、議案説明について意見はあるか。 鈴木委員：諸般の報告における総務常任委員長の報告の際、一部の議員から不適切な発言があった。 菊地委員：議案説明については、的確な説明でよかったと考える。 委員長：鈴木委員から指摘のあった、報告の際の発言についてだが、他の議員から、委員長の報告に読み間違いが多い等の指摘があった旨、私に話があった。次に一般質問について意見を伺いたい。今回は反問権の行使や、通告外の質問により議長から注意を受ける場面もあった。これらについて意見があればお願いしたい。 青砥委員：私の質問において反問権の行使や通告外の質問をしてしまった。質問の関連で尋ねたものだが、反省しなければならない。通告については、より詳細に記載すべきであったと認識している。 委員長：8 番議員の質問は、指定管理者の件であり、グレーな部分の質問であった。 議長：8 番議員の言いたいことは十分理解するが、通告内容によっては関連質問もこれまで原則として認めてこなかった経緯がある。今後は注意していただきたい。 また、1 番議員の一般質問で時間の延長を許可したが、質問が終了した時点で、時間が残っていても質疑を終えるべきであった。 鈴木委員：1 番議員の一般質問での言葉選びに違和感を覚えた。 委員長：おそらく鈴木委員以外にも違和感を覚えた議員はいたと思う。品位に欠け	

る、議場にふさわしくない不適切な言葉であったと考える。このままでは次回も同様の事態になりかねないため、議会運営委員会の委員長もしくは議長から指導すべきではないか。

副議長：1 番議員は 5 分延長したが、それはあくまでも一般質問に対する延長である。にもかかわらず、自身の所感を述べ、それについて町長に意見を求めたことは大きな問題であると感じる。可能であれば議長から伝えていただきたい。

議長：私から 1 番議員へ口頭で注意したい。また、本件については、今回の議会運営委員会の会議録に記載すべきと考える。

鈴木委員：一般質問の内容が、お願いや要望に終始しているものがあつた。また、議員の提案により創設された補助制度について、町民が優先されるべきであり、提案した議員が率先して補助を受けるべきではないと考える。

委員長：1 番議員が以前提案し、議会で採決された補助事業について、本人が補助金を受けていた事実がある。今回の一般質問で提案した補助金についても、実現した場合に本人が率先して補助を受けるのではないかという懸念がある。議員としての立場をよく理解していただくよう、議長から注意をお願いしたい。

副委員長：議員が提案した補助金であれば、執行部側も交付にあたり慎重に審査すべきであつたと感じる。この点は執行部にも伝えるべきである。

委員長：他の議員から、今回の一般質問で外部団体の事務局長個人に対する質問があつたが、これが一般質問として適切なのかという指摘があつた。この点について、本委員会として見解を正したい。また、一般質問で登壇する際に、傍聴者に対して言葉を発して挨拶をしていた議員がいた。挨拶をしたい気持ちは理解できるが、その行為を快く思わない議員もいるため、言葉は発せず一礼程度にとどめるべきである。

副委員長：以前にも同様の問題があつた。挨拶はせず、一礼のみとすべきである。先例にもそのように記載されているはずだ。

鈴木委員：一般質問の答弁で、一部の課長の説明が長く内容が分かりにくいものがあつた。

委員長：執行部も丁寧に説明したいという気持ちがあるのだと思う。次に予算決算常任委員会について意見はあるか。

副委員長：通告に基づき、適正な審査ができたと考える。

委員長：次に議案審議について意見はあるか。私の一般質問において、3 回以内とすべきところを 4 回質問してしまった。今後注意したい。その他に何か気づいた点等はあるか。なければ、私から SNS の活用について、問題があると認識している点を述べたい。傍聴者を呼び込むツールとして SNS は有効だが、一部の議員による投稿が度を過ぎていたり、品位に欠ける内容であつたりする点を問題視している。多くの方が目にする SNS にそのような投稿をすることについて、問題があると思う。

副議長：問題のあつた投稿を私も見たが、2 枚投稿されたうちの 1 枚の写真に問題があつたと考える。あまりにも品がなく、埴町の印象を損ないかねない。一方で、傍聴者を増やしたいという意図もあつたと思われる。

副委員長：誤解を招くような投稿はすべきではない。町と議会の関係性を考慮して活動すべきである。

委員長：一議員の行動が、埴町議会全体の問題と捉えられかねない。SNS で発信する際は慎重になるべきである。議会を良くしたいという思いが、好ましくない方向に向かっていると感じる。

菊地委員：写真もさることながら、添えられた文言にも問題があったと認識している。

委員長：全議員を対象とした SNS に関する研修が必要ではないかと考える。また、話は変わるが、議員の質問（要望）に対し、町長がその場で即時容認するような答弁があった。こうした答弁にも違和感を覚える。

副委員長：緊張感に欠け、場合によっては馴れ合いと見なされかねない。再確認の意味でも、議会基本条例を読み返す必要がある。先ほどの SNS の件も含め、勉強会が必要ではないか。

委員長：次に議会運営委員会と広報常任委員会合同視察研修についてだが、女性議会を実施した実績のある蔵王町を視察先として考えている。蔵王町では模擬女性議会を開催して7名が登壇し、その後の選挙で女性3名が立候補し当選したという実績がある。埴町でも女性議会の開催を検討していることから、蔵王町への視察研修を行いたい。日程については今後検討していく。

委員長：その他ないので終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長